

北海道告示第 10537 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 8 月 11 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 4 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社函館丸井今井
函館市本町 32 番 15 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋本 弘昭
函館市本町 32 番 15 号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 出入口 12 箇所
位置 届出書添付図面「平面図（変更前）」に表示

(変更後) 出入口の数 入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 6 箇所
位置 届出書添付図面「平面図（変更後）」に表示

(4) 変更年月日

平成 29 年 9 月 5 日

(5) 変更する理由

第 1 立体駐車場の老朽化による解体に伴い、跡地を平面駐車場としたため

2 届出年月日

令和 2 年 3 月 30 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2 年 4 月 8 日（水）から同年 8 月 11 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。